

鹿児島県公共建築物等木材利用促進方針

この方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、公共建築物等における木材利用の促進を図るため、公共建築物における木材利用の促進の意義及び基本的方向、公共建築物における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項、県が整備する公共建築物における木材利用の目標等、公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項、その他公共建築物等における木材利用の促進に関し必要な事項を定める。

第1 公共建築物における木材利用の促進の意義及び基本的方向

1 公共建築物における木材利用の促進の意義

本県においては、県土の64%が森林であり、その半数を占めるスギ・ヒノキ等の人工林が着実に充実し、これまでの「育成期」から「利用期」を迎えつつある。

これらの資源を積極的に活用することは、林業・木材産業の振興を通じた地域経済の活性化はもとより、地域の森林の適切な整備に資することとなる。

また、木材は、断熱性、調湿性等に優れているほか、再生可能な資源であるとともに、鉄やコンクリート等の資材に比べ、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できるなど環境にやさしい資材であり、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、地球温暖化の防止、循環型社会の形成にも貢献する。

公共建築物は、広く県民一般の利用に供されることから、木材を利用することにより、木との触れ合い、木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能である。

とりわけ、県が積極的に木材利用に努め、その取組状況や効果等について情報発信を行うことにより、木材の特性やその利用促進の意義について県民の理解の醸成を効果的に図ることができる。

このようなことから、公共建築物に重点を置いて木材利用の促進を図ることにより、公共建築物における木材の利用拡大という直接的な効果はもとより、住宅等の一般建築物や建築物以外の工作物の資材、各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用拡大といった波及効果も期待できる。

2 公共建築物における木材利用の促進の基本的方向

1の公共建築物における木材利用の促進の意義を踏まえ、可能な限り木造化又は内装等の木質化（注）を図るとの考え方の下で、以下の基本的方向に沿って木材利用の促進を図るものとする。

（注）本方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

(1) 県の役割

県は、国の施策に準じて、公共建築物における木材利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するとともに、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めるものとする。

また、市町村との連携を緊密にし、木材の供給体制整備や木材利用に関する情報提供など、木材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

(2) 市町村の役割

市町村は、公共建築物における木材利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たすことが求められる。

このため、法第9条に規定する市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針（以下「市町村方針」という。）の作成に努めるとともに、市町村方針を作成した場合には、その公表に努めるものとする。

また、市町村は、その整備する公共建築物における木材利用の促進に取り組むほか、県との連携を緊密にし、木材の調達や支援措置等に関する情報提供など、木材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

(3) 関係者の適切な役割分担と相互の連携

公共建築物を整備する者や林業事業者、木材加工業者、その他の関係者は本方針及び市町村方針を踏まえ、県又は市町村が実施する施策に協力して、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら、公共建築物における木材利用の促進及び公共建築物の整備に必要な木材の安定的な供給に努めるものとする。

(4) 木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

公共建築物における木材利用に当たっては、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再生林を確保するなど木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立を図ることが重要である。

このため、林業事業者や木材加工業者その他の関係者は、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再生林等の適切な森林施業の確保並びに「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）に規定する環境物品等に該当する間伐材及び合法性等の証明された木材の円滑な供給に努めるものとする。

また、公共建築物を整備する者は、木材利用に当たっては、これら環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとする。

(5) かごしま材の利用促進

県及び市町村は公共建築物における木材利用に当たっては、とりわけ地域の木材を利用することが、地域経済の活性化はもとより、森林の適切な整備につながるこ

とを踏まえ、県内で生産・加工されたかごしま材が積極的に利用されるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

(6) 県民の理解の醸成

県及び市町村は、公共建築物における木材利用を効果的に促進するためには、木材の利用に関する県民の理解の醸成が不可欠であることを踏まえ、公共建築物における木材の利用の意義等について県民に分かりやすく示すよう努めるものとする。

第2 公共建築物における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材利用を促進すべき公共建築物

木材利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

(1) 県又は市町村が整備する公共の用又は公用に供する建築物

県又は市町村が整備する建築物であって、広く県民一般の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、県又は市町村の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舍等。

(2) 県又は市町村以外の者が整備する(1)に準ずる建築物

県又は市町村以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く県民に利用され、県民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所、福祉ホーム等）、病院・診療所、運動施設（体育館等）、社会教育施設（図書館、青年の家等）、公共交通機関の旅客施設及び高速道路の休憩所（併設される商業施設を除く。）。

2 公共建築物における木材利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物においては、建築材料としての利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せて、その促進を図るものとする。

具体的には、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、公共建築物において使用される机、いす、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用を促進するとともに、設置の目的・箇所・維持管理方法等を考慮しつつ、木質バイオマスを燃料とするボイラー等の導入についてもその促進を図るものとする。

このため県は、市町村や関係団体等と連携を図りつつ、需要者ニーズに対応した木材の安定的な供給体制の整備や強度・耐火性等に優れた新たな製品の開発・普及、公

共建築物における木材利用の具体的な事例や建築コスト、木材の調達方法等に関する情報の収集・分析・提供などの施策の推進に努めるものとする。

また、各種イベントや広報媒体等を活用し、木材が利用者の健康面等に及ぼす効果など建築材料としての優れた特性や、木材利用の促進が林業・木材産業の振興はもとより、適切な森林整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果等について普及啓発を図り、県民の理解の醸成に努めるものとする。

3 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

木造建築物を巡っては、平成12年の建築基準法（昭和25年法律第201号）の改正により、特に高い耐火性能が求められる耐火建築物においても、国土交通大臣の認定を受けた構造方式の採用などにより木造化することが可能となっているが、中高層の建築物や面積規模の大きい建築物においては、極めて断面積の大きな木材を使用する必要があるなど、現状では、構造計画やコストの面で木造化が困難な場合もある。

このため、公共建築物の整備においては、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

第3 県が整備する公共建築物等における木材利用の目標等

県が整備する公共建築物等の木造化、内装等の木質化等を進めるに当たっては以下によるものとする。

(1) 木造化の推進

県は、その整備する公共建築物のうち、第2の3の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物については、原則としてすべて木造化を推進するものとし、その場合の基準は別表1で定める「公共建築物木造化基準」とおりとする。

(2) 内装等の木質化の推進

県が整備する公共建築物については、高層・低層に関わらず可能な限り内装等の木質化を推進するものとし、特に床、壁についての目標は別表2で定める「公共建築物における内装木質化の目標」とおりとする。

(3) 木製品導入等の推進

県が整備する公共建築物において使用する机、いす、書棚などの備品の整備に当たっては、可能な限り木製品の導入を推進するものとする。

また、県が調達する紙類、文具類等の消耗品については、間伐材等を使用した製品の購入に努めるものとする。

(4) 公共土木事業における木材利用の推進

山腹・河川や道路など県が実施する公共土木事業については、可能な限り木材の利用を推進するものとし、その場合の基準は別表3で定める「公共土木事業木材使用基準」とおりとする。

(5) 県が補助する公共建築物等における木材利用の促進

県は、市町村等が行う公共建築物及び公共建築物以外の建築物等の整備への補助においては、(1)から(4)に準じて可能な限り木材が使用されるよう、事業主体に要請するものとする。

第4 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

公共建築物における木材利用の促進を図るためには、柱と柱の間隔（スパン）が長い、天井が高いといった公共建築物の構造的特性に対応した長尺・大断面の木材などが、低コストで円滑に供給される必要がある。

このため、森林所有者や林業事業者、木材加工業者、その他の木材の供給に携わる者は連携して、林内路網の整備や高性能林業機械の導入、施業の集約化等により林業の生産性の向上に努めるとともに、需要者ニーズに応じた木材を低コストで安定的に供給するための木材加工の高度化及び流通の合理化等に取り組むものとする。

また、県は、市町村とも連携し、これら木材の供給に携わる関係者の取組を促進するために必要な施策の推進に努めるものとする。

第5 その他公共建築物等における木材利用の促進に関し必要な事項

1 公共建築物等の整備においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備に当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な木材調達等によって、建設コストの適正な管理を図ることが重要である。

また、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で木材の利用に積極的に努める必要がある。

2 公共建築物における木材利用の促進のための推進体制等

(1) 推進体制

ア 県は木材の円滑な利用を推進するため、庁内に「木材利用庁内推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置し、木材利用の推進を全庁的に進める。

イ 推進会議の設置要綱は、別に定める。

(2) 推進方法

ア 関係各課は、その所管する事業について、木材利用の推進方策及び公共建築物等の木造化、内装等の木質化等の可否について検討し、推進部会にその結果を報

告する。

イ 推進部会は、関係各課の検討結果について、客観的な立場から検討を行い、その結果を推進会議に報告する。

ウ 推進会議は、木材利用の推進について総合的な調整を行う。

エ かごしま材振興課は、木材利用を推進するため、関係各課に木材や木造施設に関する情報の提供を行うとともに、推進会議の運営に関する事務を行う。

(3) 関係部等における木材利用推進の取組

各部等においては、本基本方針を踏まえ、所管する公共建築物等の整備に当たっては、下記に掲げる取組を積極的に推進するものとする。

総務部	県有施設等に係る木材利用（地域振興局関係含む）
県民生活局	児童福祉施設（保健福祉部所管を除く。）、文化施設等に係る木材利用
企画部	地域振興関連施設等に係る木材利用
環境林務部	環境施設、林業・木材産業関連施設及び森林土木事業等に係る木材利用、木材製品、木造施設等に関する情報の提供等
保健福祉部	医療施設、福祉保健施設等に係る木材利用
商工労働水産部	企業関連施設、水産施設等に係る木材利用
観光交流局	観光施設等に係る木材利用
農政部	農業関係施設、農業土木事業等に係る木材利用
土木部	土木事業、木造住宅の振興等に係る木材利用
危機管理局	局内施設等に係る木材利用（地域振興局関係除く）
出納局	庁内施設等に係る木材利用
教育委員会	学校施設、スポーツ施設等に係る木材利用
県警察本部	警察関係施設に係る木材利用
県立病院局	県立病院関係施設に係る木材利用

附則

- 1 この方針は、平成23年7月27日から適用する。
- 2 この方針は、平成24年4月1日から適用する。
- 3 この方針は、平成24年7月26日から適用する。

公共建築物木造化基準

建築物の用途	建築物の規模（1棟当たりの延べ面積）		建築物可能範囲の設定
	1,000 m ² 以下	1,000 m ² ～3,000 m ² 以下	
庁舎・研修所 交番・駐在所	3階建以下は木造とする		
学 校	2階建以下は木造とする	2階建以下は木造(2,000 m ² 以上は準耐火建築物)とする	防火・準防火地域以外
体育館	平屋建は木造とする	平屋建以下は木造(2,000 m ² 以上は準耐火建築物)とする	防火・準防火地域以外
文化施設（図書館、美術館）	2階建以下は木造とする	2階建以下は木造(2,000 m ² 以上は準耐火建築物)とする	防火・準防火地域以外
集会場	2階建以下で客席が200 m ² 未満は木造とする		準防火地域、その他地域
医療施設	入院施設	2階建以下は木造(2階部分が300 m ² 以上は準耐火建築物)とする	準防火地域、その他地域
	有無	2階建以下は木造とする	
社会福祉施設 (児童福祉施設)	法令の範囲内で可能なものは木造とする		準防火地域、その他地域
県営住宅 職員住宅	3階建以下は木造(ただし、2階部分が300 m ² 以上の場合は準耐火建築物とし、3階部分は床面積に関係なく準耐火建築物とする)		準防火地域、その他地域
宿泊施設	2階建以下は木造(2階部分が300 m ² 以上は準耐火建築物)とする		準防火地域、その他地域
展示場 物品販売所 観光施設	2階建以下は木造(2階部分が500 m ² 以上は準耐火建築物)とする		準防火地域、その他地域
試験研究機関	管理棟	3階建以下は木造とする	
	研究棟	研究内容により判断し、可能なものは木造とする	
倉 庫	2階建以下は木造(1,500 m ² 以上は準耐火建築物)とする		準防火地域、その他地域

- ※1 上記以外の施設でも積極的に木造化を検討する。
- 2 特殊な目的を有する建築物はこの限りでない。(防災拠点施設等)
- 3 防火地域及び準防火地域（法22条地域）において木造化が困難とされる建築物についてはこの限りでない。
- 4 木造化すべき建築物であっても、防災・保安上及び建設コスト等の理由から木造が困難な場合はこの限りでない。この場合でも木造と他工法の混構造を検討する。
- 5 非木造施設であっても内装は、可能な限り木質とする。

注：建築基準法

- 第21条1項 高さ13m又は軒の高さが9mを超える場合には別途構造制限がある。
- 第21条2項 延べ面積3,000 m²を超える場合には別途構造制限がある。
- 第25条 延べ面積（同一敷地内の2以上の木造の延べ面積の合計）が1,000 m²を超える場合には別途構造制限がある。
- 第26条 延べ面積が1,000 m²を超える場合には別途構造制限がある。
- 第27条 用途により別途構造制限がある。

公共建築物における内装木質化の目標

木質化が可能な床や壁については、下表のとおり目標を定め、木質化を推進するものとする。

ただし、木質化が可能な床や壁とは、各種法令等の制限がなく、また使用方法等も木質化が可能と判断される床、壁をいう。

区分	木質化の目標	摘要
床	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅等は、住戸専用面積の7割以上 ・公営住宅等以外は、延床面積の4割以上 	畳敷きは木質として計上
壁	<ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅等は、住戸専用面積の7割以上 ・公営住宅等以外は、延床面積の2割以上又は、壁面積の3割以上 	

- ※ 1 公営住宅等とは、公営住宅と共済住宅、職員住宅をいう。
 2 住戸専用面積とは、公営住宅等の各戸の専用部分の面積をいう。

<参考> 内装等の木質化を積極的に推進する施設の事例

建築物の用途	内装等の木質化を促進する箇所	
	共通の箇所	施設毎の箇所
庁舎・研修所 交番・駐在所	ホール ロビー 廊下 会議室又は研修室	事務室、応接室、講堂、食堂等
学 校		教室、職員室、進路相談室、図書室、保健室等
体育館		事務室、更衣室等
文化施設（図書館、美術館）		事務室、展示室、資料室、図書室等
集会場		事務室、講堂等
医療施設		待合室、面会室、食堂等
社会福祉施設 （児童福祉施設）		居室、リハビリ室、面談室、娯楽室、食堂等
県営住宅 職員住宅		居室等
宿泊施設		宿泊室、食堂等
展示場 物品販売所 観光施設		事務室、展示室、物販室等
試験研究機関		事務室、展示室等

公共土木事業木材使用基準

第1 目的

この基準は、公共土木事業における木材の使用に関する基準等を示し、間伐材を主体とした県産材の有効かつ積極的な利用を図るとともに、適切な事業の推進に資することを目的とする。

第2 適用

対象とする工事は、県が事業主体となり、国庫補助事業や県単独事業等で施工するすべての土木工事とする。

第3 木製構造物等の使用基準

次のような条件のいずれかに該当する箇所については、積極的に木製構造物等を設置するものとする。

なお、別表3-2の「工種別の木製構造物等使用基準」に掲げる工種については、現場条件等が合致する場合は原則木製とする。

- 1 衝撃緩和や吸音効果など、木材の持つ物理的・科学的特性を生かす必要がある箇所
- 2 河川や溪流など、景観や自然環境に配慮する必要がある箇所
- 3 木材使用により、心理的・生理的な効果を期待する箇所
- 4 土石流等のおそれのない小河川・小溪流や背面土圧の小さな箇所で、木材が腐朽するまでに植生の繁茂等により、その機能の代替が見込まれる箇所
- 5 木材が腐朽しにくい水中や土中など、長期間機能の発揮が期待される箇所
- 6 補修等が容易で、簡易な構造物や仮設物の設置が可能な箇所

第4 使用する木材

使用する木材は、県内で育成、生産され、かつ加工されたものを優先的に使用する。(ただし、県内に加工施設がない場合はこの限りでない)

工種別の木製構造物等使用基準

工種	木製構造物を使用する現場条件等	構造物の種類	備考
柵工	・景観や自然環境に配慮する必要がある、作用する背面土圧が小さく、木製でも安全性が確保でき、かつ構造物として耐久性を必要としない箇所	・木柵工	
	・法勾配が1:0.5より緩勾配の箇所で設計流速4 m/s以下の河川	・杭柵工	
	・景観に配慮する必要がある、法面の維持管理が軽減される箇所	・竹柵工 ・ネット柵工	
	・景観や自然環境に配慮する必要がある、主として出入りを防止することを目的とする箇所	・木製防護柵工	
沈床工	・出水時に河床、溪床の洗掘が予想される箇所で、設計流速が6 m/s以下の河川	・木工沈床工	
防風工	・越波の影響を受けにくく補修が容易である箇所、または、植栽地に施工する防風工	・防風ネット工 ・竹箐防風工 ・木製防風工	
植栽工	・木チップの流出や散乱対策の講じられる箇所、または、景観や自然環境に配慮する必要がある箇所	・木チップマルチング	
		・木製支柱	
公園緑地工	・景観や自然環境に配慮する必要がある維持管理等が容易である箇所	・木製階段工 ・四阿、休憩所 ・テーブルベンチ ・案内板・簡易柵	
仮設工	・イメージアップ経費を計上している箇所	・工事中案内板 ・ゴミ箱 ・仮囲い（簡易柵）	
	・現場条件に合致し、安全が確保できる箇所	・仮設防護柵工	
型枠工	・一般型枠（型枠用合板）を使用する場合は、原則としてスギ複合合板型枠を使用する。		

《準用項目》

以下の工種（構造物）については、過去に設置した施設の経過や、将来的な維持管理を考慮して、支障がない場合は、原則使用する。

工種	木製構造物を使用する現場条件等	構造物の種類	備考
切土	・景観や自然環境に配慮する必要がある箇所、または、表面浸食防止を目的とした吹付工と併用し、設置することによって法面の維持管理が軽減される箇所	・木製法面パネル工	